

Q 減給の制裁の平均賃金を算定すべき事由の日は、次のいずれか

- ① 制裁事由の発生日
- ② 制裁決定の日
- ③ 賃金の支払い日

A

労基法第91条の規定における平均賃金については、減給の制裁の意思表示が相手に到達した日をもって、これを算定すべき事由の発生した日とする。

(昭30.7.19 基収5875号)